

# 山梨県公報

第二千八百七十九号

平成三十一年

四月二十五日

木曜日

## 目次

- 道路の区域変更……………一五五
- 道路の供用開始……………一五五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一五五
- 訓令
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………一五六
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一五六
- 開発行為に関する工事の完了について……………一五七
- 教育委員会
- 一般競争入札について……………一五七
- 人事委員会
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………一五九
- 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………一五九
- 二十九年山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について……………一五九
- 監査委員
- 監査の結果に基づく措置状況……………一六七

## 告示

### 山梨県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
		旧	新		
都留市井倉字沢戸七五九番三三地区から 都留市井倉字沢戸七五九番二四地区先まで	間	六・〇	六・〇	六・三	四五・五
		三・〇	三・〇		
		九・五	九・五		
新	間	六・〇	六・〇	六・三	四五・五
		三・〇	三・〇		
旧	間	九・五	九・五	六・三	五五・四
		三・〇	三・〇		

### 山梨県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延 (メートル)	供用開始の 期日
県道	今諏訪北村線	南アルプス市在家塚字柳原五 二九番三地区先から 南アルプス市在家塚字柳原五 二九番三地区先まで	間	三〇・九	平成三十一年四月二十六日

### 山梨県告示第百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲府市

- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業甲府市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和二十九年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分 昭和三十一年建設省告示第八百六号、昭和三十八年建設省告示第九百八十号、昭和四十一年建設省告示第四千三十三号、昭和四十四年建設省告示第九百四十二号、昭和四十八年山梨県告示第四号、昭和五十二年山梨県告示第五百五十五号、昭和五十七年山梨県告示第二百十七号、昭和六十年山梨県告示第二百六十二号、昭和六十二年山梨県告示第七十三号、平成二年山梨県告示第三百二十六号、平成八年山梨県告示第六十三号、平成九年山梨県告示第二百三十三号、平成十四年山梨県告示第三百九十五号及び平成二十三年山梨県告示第六十八号の事業地に甲府市住吉本町字要明及び字上堤の各一部、住吉四丁目の一、東光寺町字北八反田の一部、酒折町字内林の一部、酒折町三丁目の一、岩窪町字龍華山、字神ノ山及び字ハセの各一部、和田町字村之内及び字寺ノ前の各一部、小松町字十二天の一、古府中町字大泉の一部、山宮町字西之田、字水之原及び字谷戸の各一部、羽黒町字荒木下、字大宮及び字大日影の各一部、下小川原町字鍛冶屋敷及び字土尻の各一部、上町字明石、字西河原、字大土井、字天神、字天屋及び字年代の各一部、増坪町字外河原、字前田、字一丁畑、字栗分、字デクヤ、字小柳、字松岡、字砂田、字角田、字池田、字阿原田、字沼、字御所村、字御覧、字沢添及び字堂の前の各一部、小瀬町字北屋敷、字三ツ又及び字整理地の各一部、上今井町字椀面、字高條、字西河原、字西田、字西側、字八反田及び字高倉の各一部、中町字横道上及び上ヶ侍の各一部、落合町字田通の一部、西油川町字釜淵、字志田多及び字桑田の各一部、下今井町字汗タリ及び字西河原の各一部、小曲町字宮北、東下条町字西河原及び字上起上の割の各一部、高室町字西河原の一部、西下条町字藤見、字八反田、字下方、字諏訪、字宮ノ久保、字宮前、字東丹甫及び字古屋敷の各一部、大津町字無頭、字保久田、字八反田、字天神堂、字入田、字村添、字島崎及び字穩池の各一部、蓬沢町字整理地の一部、蓬沢町一丁目の一、西高橋町字整理地第一及び字整理地第二の各一部、七沢町字整理地、字道下、字横田、字村内及び字高橋東の各一部、上阿原町字熊ノ社、字塚越及び字整理地の各一部、向町字堤廉、字上反田、字下反田、字大坪、字岬無、字翁田、字大竹、字増田、字一丁田、字下中道、字整理地及び字横田の各一部、国玉町字五本杉、字深田及び字鎌作の各一部、川田町字北田、字外中代、字阿郎及び字正里の各一部、和戸町字芝原、字奈良原、字琵琶田、字長沢、字外森、字八枚畑及び字石原田の各一部、横根町字大坪の一部並びに桜井町字新畑及び字横田の各一部を加える。

2 使用の部分 なし

### 訓 令

#### 山梨県訓令第十二号

本 出 先 機 関

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員に駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。  
別表中五の項を次のように改める。

五 労政雇用課	Uターン・イター ン就職の促進に關 する業務	東京都千代田区有楽町二丁 目	
		東京都千代田区平河町二丁 目	

#### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

### 公 告

#### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 申請のあった年月日 平成三十一年三月二十八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人森の劇場
  - 2 代表者の氏名 深澤さやか
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市落合八百十三番地
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、乳幼児、児童青少年から高齢者まですべての世代に対して、地域と深く関わりながら、演劇などの文化芸術を通して、文化や異世代間コミュニケーションの活性化、乳幼児、児童青少年の情操育成、子育て支援に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十一年四月十九日から同年五月十九日まで

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字梁尻一四三九の三、一四四一の一、一四四一の七、一四四一の九、一四四五の一、一四六一の一、一四六一の六、一四六一の七、一四六一の九、一四六一の一四及び一四六一の二三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 千葉県市川市南八幡一丁目十七番五号 株式会社ジェイエステイ 代表取締役 穎川秀敏

## 教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十一年四月二十五日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする役務の名称及び数量
    - (一) 名称 統合型校務支援システムの導入・運用等業務
    - (二) 数量 一式
  - 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 履行期間 契約の日から平成三十七年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 教育長が指定する場所
- 二 事務を担当する所屬 山梨県教育庁義務教育課
- 三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体（以下「JV」という。）の場合にあつては2に示すとおりとする。
  - 1 単体企業の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれにも該当しない者
  - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者
  - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの
  - (四) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者
  - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者
  - (六) 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十一年山梨県告示第七十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であり、取扱業種に「システム開発」が登録されていること。
  - (七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
  - (八) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (九) 本件仕様に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISMS（情報セキュリティ管理システム）について、JISQ27001（ISO/IEC27001）又はプライバシーマーク制度に基づく認証を取得していること。

2 J Vの場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) J Vの構成員の資格要件

ア 構成員の全てが1(一)から(八)までの要件を満たすこと。

イ 1(九)は、代表構成員が該当すること。

(二) J Vの資格要件

ア J Vの構成員は、三者以内であること。

イ J Vの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ J Vの各構成員は、他のJ Vの構成員として又は単独で本件入札に参加して  
いないこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成三十一年四月二十六日(金)から同年五月二十四日(金)まで  
(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。

郵便番号四〇〇―八五〇四山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県教育庁義務  
教育課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 平成三十一年四月二十五日(木)から同年五月二十四日  
(金)までの日(県の休日を除く。)の午前十時から正午まで及び午後一時から午  
後四時まで四3に掲げる場所において直接交付する。なお、交付に当たっては、機  
密保持に関する誓約書及び三1(九)の要件を満たす者である証明書等を提出するこ  
と。また、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六7(四)の問合せ先に電話連  
絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入  
札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年六月七日(金) 午後四時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館三階教育委員会室

5 提案書等の提出先及び期限

(一) 持参により提出する場合 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県教育庁義務  
教育課に平成三十一年六月七日(金) 午前十時から正午まで及び午後一時から  
午後四時までに持参すること。

(二) 郵送により提出する場合 郵便番号四〇〇―八五〇四山梨県甲府市丸の内一丁  
目六番一号山梨県教育庁義務教育課宛に平成三十一年六月六日(木) 午後五時ま  
でに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難  
いとき。

(四) 入札公告において示した提案書等の提出期限までに提案書等が到達しなかつた  
とき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件  
に違反したとき。

7 落札者の決定方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、提案書等を提出するこ  
と。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、落札者決定基準により算  
定された価格点と技術点を合計した総合評価点が高い者を落札者とする。

ア 入札価格が山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規  
則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の  
範囲内であること。

イ 技術提案書で内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する必  
須項目を全て満たしていること。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納  
めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免  
除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納  
めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免  
除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無



6 契約書作成の要否 要  
7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 本人札に係る契約は、落札者、山梨県教育委員会及び山梨県市町村総合事務組合を当事者として締結する。この場合において、山梨県教育委員会及び山梨県市町村総合事務組合が負担する落札額の割合は、それぞれ二分の一とする。

(四) 問合せ先 山梨県教育庁義務教育課（電話〇五五―二二三―一七二〇）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured: Implementation and Operation of Yamanashi Prefecture Integrated School Affairs Support System 1 set
- 2 Date and time for tender: 4:00PM June 7, 2019
- 3 Bureau in charge: Compulsory Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1720

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年四月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則  
職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用試験（大学卒業程度）の部中

社会福祉Ⅱ	主として社会福祉（等）に関する知識・能力を必要とする業務を職務とする職
-------	-------------------------------------

施設での生活指導  
技術又はその他の  
務に従事すること

を

社会福祉Ⅱ	主として社会福祉（施設での生活指導等）に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
心理	主として心理学に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

に

改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第十三号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年四月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二項中「調整できる」を「調整する」に改める。

別表第二十号中「公益財団法人山梨県体育協会」を「公益財団法人山梨県スポーツ協会」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

● 二十十九年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について  
二十十九年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。  
平成三十一年四月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政Ⅰ	50名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	6名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	4名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で相談支援等の業務に従事する。
	心理	3名程度	主に児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	化学	2名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	6名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	11名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	16名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	2名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	5名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・工事監理等の業務や、住宅政策・建築指導等の業務に従事する。
	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	保健師	1名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	保健師（警察）	1名程度	県警察の厚生課等に勤務し、主に警察職員の健康管理、公務災害等に関する業務に従事する。
	文化財主事	2名程度	県庁文化財保護・活用行政担当課及び山梨県埋蔵文化財センター等に勤務し、埋蔵文化財発掘調査、研究、史跡及び考古資料の活用等の業務に従事する。
	建築設備	2名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設に係る建築設備の設計・工事監理等の業務に従事する。
	研究（林業）	1名程度	山梨県森林総合研究所等に勤務し、主に森林・林業に関する研究等の業務に従事する。
	警察鑑定研究（法医）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、主に法医に関する鑑定研究等の業務に従事する。
	警察鑑定研究（化学）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、主に化学に関する鑑定研究等の業務に従事する。
	警察鑑定研究（心理）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、主に心理に関する鑑定研究等の業務に従事する。

## 2 受験資格

## (1) 受験できる者

ア 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成32年（2020年）3月までに卒業見込み

の者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許等を必要とする。

試験職種	資格・免許等
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成32年(2020年)3月31日までに資格を有することとなる者(※)
心理	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は大学院において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成32年(2020年)3月までに卒業若しくは修了見込みの者
保健師 保健師(警察)	保健師の免許取得者又は平成32年(2020年)において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
  - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
  - ア 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - イ 社会福祉士の資格を有する者
  - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
  - エ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - ケ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
  - コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- ③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者



(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者（保健師及び文化財主事は除く。）
  - イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
    - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
    - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※保健師及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

### 3 試験案内及び受付期間・時間

#### (1) 試験案内開始日

5月10日（金）

#### (2) 受付期間

##### ア 持参及び郵送の場合

- ・5月10日（金）から5月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ・郵送の場合は、5月27日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

##### イ インターネットによる申込の場合

- ・5月10日（金）から5月20日（月）まで
- ・5月20日（月）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

#### (3) 受付時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

### 4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	6月23日（日） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで （受付場所）50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次試験	第1回 7月7日（日）	
	第2回 8月3日（土）～8月8日（木）のうち 指定する1日	山梨県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政Ⅱ 以外 40点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出題数50題のうち、知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)20題を必須解答し、知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答する。</li> </ul>
		行政Ⅱ 20点	
	専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】	40点	<p>各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。</li> <li>・文化財主事は、記述式により全問解答する。</li> <li>・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。</li> </ul>
	自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】	60点	<p>自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。</p>
第2次試験	人物試験	140点	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。</p>
			<p>社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。</p>
			<p>表現力、積極性、創造性等について個別面接(2回)を行う。</p>
	論文試験 【試験時間90分】	20点	<p>文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。</p>
	身体検査	—	<p>次に掲げる職種にあつては、職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかについて、身体検査書により検査を行う。</p> <p>(警察鑑定研究(法医)及び警察鑑定研究(化学))</p> <p>視力及び色覚について、職務遂行に支障がないか医療機関において検査を行う。</p> <p>&lt;基準&gt;</p> <p>視力：両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。</p> <p>色覚：職務遂行上支障がないこと。</p>
	資格調査	—	<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。</p>

※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途点字又は拡大文字で印刷された試験問題を使用することができる場合がある。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験（行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己アピール試験）の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表	6月28日（金）
イ 最終合格者発表	8月23日（金）

### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約193,700円（平成31年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

また、心理にあつては、受験資格に定める学科等を所定の期日までに卒業又は修了できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験（集団討論）及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「2019年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

## (別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
保健師	
保健師（警察）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論
建築設備	数学・物理、構造力学、環境原論、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工、材料力学、流体力学、熱力学、機械力学・制御、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電力工学
研究（林業）	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
警察鑑定研究（法医）	数学・物理、一般化学、有機化学、生理学、血液学、生物、臨床化学（生化学を含む。）、病理学（解剖・組織学を含む。)
警察鑑定研究（化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
警察鑑定研究（心理）	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学



# 監査委員

## 山梨県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成三十一年四月二十五日

山梨県監査委員  
 小島 久司 徹  
 小山 泉 一 功  
 同 山田 一 肇  
 同 杉山 肇

定例監査（平成30年度上期分）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成30年11月29日発行（山梨県公報号外第50号）山梨県監査委員告示第8号のとおり

(2) 監査の結果、指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	総合政策部 政策企画課（ナリンピック・パラリンピック推進室、リニア環陸未来都市推進室）
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年8月2日、9月3日

監査の結果  
 講じた措置

(指導事項) 1件（重点事項1）

1) 郵便切手類受払簿において、次のとおり不備があった。

・書き損じの年賀はがきを廃棄しているが、交換手数料を支払えば新しい切手やはがきに交換できるものであるため、廃棄せずに、郵便切手類受払簿に登載して管理すべきである。

・年賀はがきの受高及び払高の枚数の記載はされていたが、金額の記載がされていなかった。また年賀はがきの払高について、発送した分と書き損じて廃棄した分を分けて記載せず、まとめて記載していた。

・備考欄に使用先が記載されていないものがあった。

(発生日の検証結果)

・個人情報が入字されている書き損じの年賀はがきを片外に持ち出すことは不適切であると担当者が考えたため、廃棄してしまった。

・年賀はがきの払高について、発送した分と書き損じて廃棄した分を分けて記載すべきことを担当者が承知していなかった。

・備考欄への使用先の記載は、使用用途と使用票室名だけでよいと担当者が勘違いしていた。

(今後の対応策等)

・年賀はがき等を書き損じた場合は、廃棄せず、個人情報部分を可読不能にしたうえで、交換手数料を差し引いた分を切手やはがきに交換し、郵便切手類受払簿に登載して管理する。

・年賀はがきの払高については、発送した分と書き損じた分を分けて記載し、管理する。

・郵便切手類受払簿の備考欄へは、使用先の記載を徹底する。

監査対象所属	総合政策部 秘書課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年8月2日、9月3日

監査の結果

(指導事項) 1件（重点事項1）

1) 郵便切手類受払簿において、次のとおり不備があった。

・書き損じの年賀はがきを廃棄しているが、交換手数料を支払えば新しい切手やはがきに交換できるものであるため、廃棄せずに、郵便切手類受払簿に登載して管理すべきである。

・年賀はがきの払高について、発送した分と書き損じて廃棄した分を分けて記載せず、

講じた措置

1) (発生日の検証結果)

・個人情報が入字されている書き損じの年賀はがきを片外に持ち出すことは不適切であると担当者が考えたため、廃棄してしまった。

・年賀はがきの払高について、発送した分と書き損じて廃棄した分を分けて記載すべきことを担当者が承知していなかった。

(今後の対応策等)

・年賀はがき等を書き損じた場合は、廃棄せず

<p>まとめて記載していた。</p>	<p>個人情報部分を可読不能にしたうえで、交換手数料を差し引いた分を切手やはがきに交換し、郵便切手類受払簿に登載して管理する。 ・年賀はがきの払戻については、発送した分と書き損じた分を分けて記載し、管理する。</p>
--------------------	--

<p>監査対象所属 総合政策部 広聴広報課</p>	<p>平成29年度</p>	<p>監査実施日 平成30年8月1日、9月3日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)</p> <p>1) 山梨県広報誌「ふれあい」特集号への広告掲載に関する契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関連する違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生日数の検証結果) 平成29年度契約締結時、本県が契約相手方より山梨県財務規則第109条の2第3号を根拠に契約保証金の納付免除申請を受け、これを認めたもの。 しかし、山梨県財務規則第120条第2項には、契約を解除した場合において、契約保証金の納付がないときは、契約額の百分の十に相当する金額を違約金として徴収しなければならぬ旨記載されていることから、本来であれば、契約保証金の納付の免除とともに違約金に関する規定を契約書に設けることが適当であった。 (今後の対応策等) 平成30年12月12日付けで、契約相手方と「違約金に関する事項」を現契約(平成30年度)に追加する変更契約を締結した。 今後は、契約事務の担当者が、山梨県財務規則に基づき違約金に関する事項について熟知するとともに、各決裁者による契約書の再確認を徹底し、再発防止に努める。</p>		

<p>監査対象所属 県民生活部 私学・科学振興課</p>	<p>平成29年度</p>	<p>監査実施日 平成30年7月9日、8月8日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 私立学校運営費補助金の返還に伴う加算金について、山梨県補助金等交付規則第17条第1項に「補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に及び、当該補助金等の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を具に納付しなければならぬ。」と定めているが、日数が相違していたため、加算金が過少となっていた。</p>	<p>1) (発生日数の検証結果) 加算金の算定において、補助金の受領の日を含めた日数に応じて算定すべきところ、受領の日を含まずに計算してしまつたため、加算金に1日分の不足が生じたことにより、加算金が過少となつてしまつた。 (今後の対応策等) 該当学校法人に不足分の請求を行い、平成30年8月23日までに納付された。</p>		

今後は日数の計算方法について周知徹底を図り、適正な額を算定・収納する。

<p>監査対象所属 リニア交通局 リニア推進課</p>	<p>平成29年度</p>	<p>監査実施日 平成30年6月1日、7月19日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)</p> <p>1) 平成29年度給与改定分の追給を職員に現金支給した際、給与支給明細書の写しに領収印を復していたなかった。</p>	<p>1) (発生日数の検証結果) 給与を現金支給した際には、給与支給明細書に領収印を復さなければならぬが、業務多忙により失念した。 (今後の対応策等) 今後は、給与等口座振込依頼書をその都度確認し、所属内の現金支給対象者を把握する。また、給与支給明細書の作成時に現金支給欄を確認し、現金支給がある場合には、必ず領収印を復し、適正な取扱いに努める。</p>		

<p>監査対象所属 総務部 職員厚生課</p>	<p>平成29年度</p>	<p>監査実施日 平成30年8月2日、8月28日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について次のとおり収入未済があつた。 恩給の過払金 過年度分 先数1件 716,200円</p>	<p>1) (発生日数の検証結果) 毎年度の受給権調査等により過払い防止に努めていたが、受給権が消滅したにもかかわらず、遺族から届出がなかったため、過払金が生じた。 (今後の対応策等) 平成27年12月に遺族から債務承認書及び分割納付誓約書が提出され、平成28年1月以降は分割納付されている。引き継ぎ、収入未済の解消に向けて取り組む。</p>		

<p>監査対象所属 防災局 防災危機管理課</p>	<p>平成29年度</p>	<p>監査実施日 平成30年6月4日、7月12日</p>	<p>監査の結果 講じた措置</p>
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (工事1)</p> <p>1) 防災行政無線衛星系設備更新工事(明許)において、工事請負契約約款に「監督員を変更したときは、その氏名を受注者に通知しなければならぬ。」と定めているが、監督員の異動に伴う変更通知が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生日数の検証結果) 受注者に口頭で監督員の異動を伝えていたが、書面による通知を失念していたためこのようなミスが生じた。 (今後の対応策等) 工事請負契約約款及び関係規則の事務プロセスについて、複数の職員により確認を徹底</p>		

し再発防止に努める。

監査対象所属	防災局 消防保安課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月5日、7月12日

監査の結果  
講じた措置

**(指導事項) 1件 (契約1)**

1) 「消防救急デジタル無線施設保守業務委託」の契約書に添付されている「仕様書」において、4.保守の留意(1)として「定期点検実施にあたっては、実施7日前までに実施工程表及び保守従事者名簿を提出し、甲の承諾を受けるものとする。」と記載されているが、提出されておらず、甲の承諾を受けていなかった。

1) (発生原因の検証結果)  
当該業務は、平成30年3月に発注したものであり、他の工事の施工管理や年度末の荒だしから、このようなミスが生じてしまったものである。  
(今後の対応策等)  
契約上の必要書類については、複数の職員で入念にチェックを行うとともに、施工等の業務初日に、再度、確認を徹底し再発防止に努める。

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年7月3日、8月6日

監査の結果  
講じた措置

**(指導事項) 2件 (給与1、物品1)**

1) 児童手当について、職権に基づき支給額の決定処理を行っていたが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付を行っていないものがあつた。

1) (発生原因の検証結果)  
職員が児童手当事務取扱要領を十分に確認しておらず、職権による額改定通知書の作成及び受給者への交付について失念していた。  
(今後の対応策等)  
今後は児童手当事務取扱要領の内容を再確認し、事務処理を適正に行う。

2) 財務規則第151条関係運用通知による備品の現品確認を行い、帳簿に登録されているものと現物が一致していないものがあつたが、内容確認に基づき返納等の処理が行われていなかった。

2) (発生原因の検証結果)  
既に物品が棄却されていたものの、職員の認識不足により、物品返納書による棄却等の処理が行われていなかった。  
(今後の対応策等)  
既に棄却済みの物品については、物品返納書による棄却の事務処理を行った。今後は物品の棄却時に手続きをするともに、備品の現品確認時に、帳簿と現物が一致しないものを確認し、物品返納書による棄却等の処理を適切に行う。

監査対象所属	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月29日、8月6日

監査の結果  
講じた措置

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①高齢者居室等整備資金償還金  
過年度分 先数 13件 13,065,930円
- ②高齢者居室等整備資金利子収入  
過年度分 先数 13件 2,183,844円

1) (発生原因の検証結果)  
当該資金の元金及び利子については、償還期限から長期間経過しており、滞納している借受人は13名。借受人、連帯保証人とも高齢化しており、年金で生計をたてている等、経済的に困窮しているケースが多く、未収金の回収が進んでいない。  
また、借受人・連帯保証人の死亡や借受人の相続人が相続放棄したケースもあり、相続人の特定に時間を要する等、債権管理が複雑・困難化している。  
(今後の対応策等)  
収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している山梨県社会福祉協議会と連携して、滞納者及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告状の送付や電話による償還依頼、また時効を中断するための債務承認書の提出を求める等、今後も引き続き適切な債権管理を行い、収入未済の早期解消に向けた取り組みを進めていく。

監査対象所属	福祉保健部 子育て支援課 (子どもの心のケア総合拠点整備室)
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年8月9日、9月3日

監査の結果  
講じた措置

**(指導事項) 2件 (収入1、支出1)**

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- 【一般会計】
- ①児童福祉施設入所児童保護者負担金  
過年度分 18,143,880円  
平成29年度分 4,459,516円  
合計 先数155件 22,603,396円
- ②離入(児童扶養手当の過払等の返納金)  
過年度分 4,243,400円  
平成29年度分 514,130円  
合計 先数 21件 4,757,530円
- 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】
- ①母子福祉資金貸付金償還金(元金)  
過年度分 先数 6件 2,388,344円
- ②母子福祉資金貸付金償還金(利子)  
過年度分 先数 1件 53,276円
- ③母子福祉資金貸付金償還金(違約金)  
過年度分 137,997円  
平成29年度分 65,351円  
合計 先数 5件 203,348円

1) (今後の対応策等)  
現在収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。  
①電話による納入指導  
②文書による納入指導  
③訪問による納入指導  
④債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置  
⑤個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等  
⑥滞納処分のための財産調査  
(児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る)  
⑦各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催(母子父子寡婦福祉資金に限る)  
今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。  
○平成30年度収入未済額(平成30年11月末現在)  
【一般会計】

<p>2) 児童養護施設等環境改善事業費補助金の実績報告書において、対象経費の実支出額資料（領収書等）を添付することとされているが、実支出額を確認できる資料が添付されていなかった。</p>	<p>①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 17,522,790円 平成29年度分 4,197,116円 合計 先数155件 21,719,906円</p> <p>②雑入（児童扶養手当の過払等の返納金） 過年度分 4,092,040円 平成29年度分 407,810円 先数（実人数）21件 4,499,850円</p> <p>【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数5件 2,180,944円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数1件 53,276円</p> <p>③母子福祉資金貸付金償還金（違約金） 過年度分 135,217円 平成29年度分 65,351円 合計 先数4件 200,568円</p> <p>2)（今後の対応等） 児童養護施設等環境改善事業費補助金の実績報告書の実支出額資料については、直ちに施設から領収書を徴し、実績報告書へ添付した。</p> <p>今回の場合、実績報告書提出時点では業者への支払が行われていなかったため、領収書の添付をすることはできなかったが、そのような場合、今後は請求書等の実支出額資料を徴するよう、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月22日、8月6日
監査の結果	
<p><b>【指導事項】</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童措置費負担金 過年度分 先数1件 180,290円</p> <p>②児童福祉総務費負担金（短期入所食費負担分） 過年度分 先数3件 26,412円</p> <p>③児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済掛金） 過年度分 先数1件 383,500円</p> <p>④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 元金 過年度分 先数11件 10,141,810円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収</p>	
課じた措置	
<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>①当該負担金は、児童福祉法に基づき施設に児童を入所させる措置を行ったことに伴う、保護者からの負担金であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。</p> <p>②当該負担金は、平成6～14年度の間の、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。</p> <p>③当該負担金は、山梨県心身障害者扶養共済の加入者が、掛金として毎月納入するものであるが、加入者の収入が減ったこと等により、掛金が納入されず、滞納となっている。</p>	

<p>入</p> <p>過年度分 先数11件 1,422,112円</p> <p>⑧重度心身障害者医療費貸付金償還金元金 過年度分 1,168,815円 平成29年度分 383,942円 合計 先数28件 1,562,757円</p> <p>⑨重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金 平成29年度分 先数2件 1,373円</p>	<p>④当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金（元金）である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。</p> <p>⑤当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付をうけた借受人からの償還金（利子収入）である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。</p> <p>⑥当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使用したなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。</p> <p>⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金元金に対する延滞金であり、元金の滞納により発生するものである。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>①滞納者に対し納付の依頼を行なっており、過年度分より順次納付をする同意を得ている。定期的に納付が行われており、このまま予定通り納付が行われることで、平成31年5月に完済となる見込み。</p> <p>※平成30年11月末現在の未収金状況</p> <p>○過年度 先数1件 72,290円</p> <p>②住所から住民票、戸籍等の公用請求を行なったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明の2名については、現地確認をしたところ、当時の住所地に居住が確認できなかった。そのため、これ以上の督促は行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、旧住所と同じ番地に本籍があり転居先を辿跡可能であるため、文書等により引き続き納付を求めていく。</p> <p>※平成30年11月末現在の未収金状況</p> <p>○過年度 先数3件 26,412円</p> <p>③滞納している加入者や家族に対して、文書や電話により督促を行うことや、保険対象障害者の死亡によって加入者に支給される弔慰金を当該未納額と相殺することなどにより、今後未収金の回収に努めていく。</p>
---	--



<p>※平成30年11月末現在の未収金状況</p> <p>○過年度 先数 1件 383,500円</p> <p>④事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※平成30年11月末現在の未収金状況</p> <p>○過年度分 先数11件 9,995,150円</p> <p>⑤事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※平成30年11月末現在の未収金状況</p> <p>○過年度分 先数11件 1,418,272円</p> <p>⑥滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※平成30年11月末現在の未収金状況</p> <p>○過年度分 912,195円</p> <p>○平成29年度分 326,331円</p> <p>○合計 先数 22件 1,238,526円</p> <p>⑦滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※平成30年11月末現在の未収金状況</p> <p>○平成29年度分 先数 2件 1,373円</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 ○収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因と思われる。</p> <p>②医師修学資金貸付金償還金 ○当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続を開始し、同年12月に破産免責許可決定がなされた。 ○さらに、連帯保証人も、自己破産手続により免責許可が決定されている。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 ○次の措置を継続実施した結果、223,400円を削減した。(平成30年12月6日現在)</p> <p>・電話や文書による催告</p>
---	---

<p>・臨戸訪問による納入指導</p> <p>・債務者の生活状況等に合わせた納入指導 (分割納付)</p> <p>・連帯保証人からの回収</p> <p>○また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を本年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。</p> <p>○今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済の解消に向けた取り組みを粘り強く行っていく。</p> <p>②医師修学資金貸付金償還金 債務者及び保証人について破産手続が完了したため、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該貸付地については、平成27年度に福祉保健健康課より管理を引き継いだところであるが、その際に引継側と引受側とで確認が不十分であり、貸付移動報告書の作成を失念してしまった。 (今後の対応策等) 監査後、すぐに移動報告を行い、貸付台帳を作成済み。</p>
--	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 健康増進課</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年6月28日、8月6日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①産前産後ケアセンターの給湯管敷設用地の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がされていなかった。</p>
--	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 医務課</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年6月28日、8月6日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 ○収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因と思われる。</p> <p>②医師修学資金貸付金償還金 ○当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続を開始し、同年12月に破産免責許可決定がなされた。 ○さらに、連帯保証人も、自己破産手続により免責許可が決定されている。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 ○次の措置を継続実施した結果、223,400円を削減した。(平成30年12月6日現在)</p> <p>・電話や文書による催告</p>
--	---

<p>監査対象所属 森林環境部 大気水質保全課</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年6月20日、8月3日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成25年11月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と契約金額に応じた額を弁済する内容の和解が成立 [弁済の状況]</p> <p>・2社は、一括弁済完了。 ・残る1社は、7年(年1回)の分割弁済となっており、毎年期限内に弁済されている。 (今後の対応策等)</p>
--	--

<p>2) 現存しない備品（エアコン）が備品台帳に登録されたままとなっていた。</p>	<p>分割弁済中の1社について、平成31年まで支払いが続くことから、毎年納付書を送付して納付を促すとともに、ホームページで営業状況を確認する等、不測の事態に備え監視を続けていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当該備品を廃棄した際、台帳上の手続を失念していた。</p> <p>(今後の対応策等) 当該備品については、直ちに物品返納の手続を実施した。また、物品の廃棄に伴う台帳上の手続について、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理の実施に努める。</p>
---	---

監査対象所属	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月19日、8月3日

監査の結果		講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (収入1)</b></p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>① 廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 3件 198,721,373円</p> <p>② 廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用に係る延滞金 過年度分 先数 10件 1,922,000円</p>		
<p>1) (今後の対応策等) ① 廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 ・ 過年度分のうち「日向処分場事件1」については、債務者の1個人（行方不明）について、昨年度預金を差し押さえるとともに親族に接触、所在に関する情報提供を依頼した。</p> <p>今後、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。</p> <p>・ 過年度分のうち「大月市内不法投棄事件1」については、債務者（個人・行方不明）による所在確認調査と金融機関に財産調査を行った（新たな預貯金は発見できなかった）。</p> <p>今後、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。</p> <p>② 廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金 ・ 債務者は3法人7個人であり、分割納付での納付を得ており、今後も毎月の納付状況を見直し、遅延無く納付させ債権回収に努める。</p>		<p>1) (今後の対応策等)</p>

監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月21日、8月3日
監査の結果	
<b>(指導事項) 1件 (収入1)</b>	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があ	
講じた措置	

<p>った。</p> <p>雑入（土砂の不法投棄）に係る不当利得の返還請求） 過年度分 先数 14件 33,286,050円</p>	<p>当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほか、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。</p> <p>債務者は土地資産を有しているが、これを換価するためには、相続財産管理人が選任される必要があることから、選任申立の有無について裁判所に定期的に確認を行っている。選任された場合は、当該相続財産管理人あてに請求の申出をすることとしている。</p> <p>今後も治水課と連携し、債権の回収に努めていく。</p>
--	---

監査対象所属	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月20日、8月3日

監査の結果		講じた措置
<p><b>(指導事項) 2件 (収入1、物品1)</b></p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>① 林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 14件 14,807,804円</p> <p>② 林業構造改善事業費補助金返還金延滞利息 過年度分 先数 14件 150,852円</p> <p>【林業・木材産業改善資金特別会計1】 ① 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 22,379,000円</p> <p>② 林業・木材産業改善資金貸付金償還金違約金 過年度分 先数 24件 725,582円</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 【一般会計】 債務者の事業廃止による返済の滞りによる。 【林業・木材産業改善資金特別会計】 債務者の業續不振や事業廃止による返済の滞りによる。</p> <p>(今後の対応策等) 【一般会計】 債務者が平成28年7月に破産したことから、以降は保証人に対して電話又は面談による催告と財産状況の把握を行うとともに、支払計画の提出を請求した。</p> <p>今後引き続き債権回収に努めていく。</p> <p>【林業・木材産業改善資金特別会計】 債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、全債務者から一部返済があり、過年度分220,000円が償還された。</p> <p>今後引き続き債権回収に努めていく。</p>		<p>2) (発生原因の検証結果) 借受者から物品が返却された際に、財務規則第161条第2項に規定する貸付物品返却調査の作成を失念していた。</p> <p>(今後の対応策等) 指導後、速やかに当該物品の貸付物品返却調査の作成を行った。今後は、物品返却の際、担当内で処理手続を確認し、財務規則に則して適正な事務処理に努める。</p>
<p>2) 県産材普及センターの着ぐるみの貸付について、返却はされていたものの、財務規則第161条第2項に規定する貸付物品返却調査が作成されていなかった。</p>		

監査対象所属	森林環境部 具有林課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月21日、8月3日
監査の結果	
講じた措置	

(指導事項) 2件 (収入1、重点事項1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,743,225円 2) 郵便切手類受払簿について、購入した郵便切手を登録していなかった。	1) (発生原因の検証結果) ・滞納者の無資力による未払いが原因 (今後の対応策等) ・文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努めている。 2) (発生原因の検証結果) ・郵便切手を購入したが同額(同種・同枚数)の払出しを行ったため、郵便切手類受払簿への登録は省略できるものと誤解し、登録を怠ってしまった。 (今後の対応策等) ・定例監査(予備監査)後、直ちに郵便切手類受払簿への登録を行った。 ・再発防止策として、郵便切手を購入した場合は、郵便切手類受払簿への登録が必要なることを課内に徹底した。 ・また、郵便切手の受払の際には、総括課長補佐が郵便切手類受払簿への登録をその都度確認することを徹底した。
-----------------------	--	---

監査対象所属	森林環境部 中北林務環境事務所
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年5月7日～8日、6月5日
監査の結果	
講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 14,317円 【恩賜具有財産特別会計】 ① 土地貸付料 過年度分 23,484,860円 平成29年度分 3,148,319円 合計 先数 24件 26,633,179円 ② 違約金及び延滞利息 過年度分 1,952,514円 平成29年度分 137,249円 合計 先数 18件 2,089,763円 ③ 雑入(和歌に基づき滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、
1) (今後の対応策等) 【一般会計】 今年度は関係者と直接会い、協議を重ねている。引き続き未収金の内容、経緯等を丁寧に説明し、支払を求め粘り強く説得していく。 【恩賜具有財産特別会計】 ・「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、厳正に催促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。 ・具有地の貸付については、引き続き声かけ及び督促を行い、早期収納に努めるとともに、督促の手段や債権の取り扱いについて関係者と協議を進めていく。	

損害金及び延滞違約金の支払請求訴訟に係る損害金	
過年度分	3,307,300円
平成29年度分	32,068円
合計 先数 2件	3,339,368円

監査対象所属	森林環境部 岐阜林務環境事務所
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年5月9日～11日、6月8日
監査の結果	
講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 公正入札違約金 過年度分 6,478,080円 平成29年度分 65,888,130円 合計 先数 2件 72,366,210円
1) (今後の対応策等) 過年度分の法人Aは事実上倒産し、金融機関の抵当権実行による土地建物の競売が完了した状態であるが、法人の清算手続きを行っていないため、随戸催告と催告書の送付を継続している。 平成29年度に新たに未収金が発生した法人Bについては、平成29年9月に請求書を、翌月に督促状を送付したものであるが、既に建設業を廃業して会社が存在しない状況のため、社長への随戸催告と催告書の送付を行った。 今後は、2件とも同様の債権を持つ関係部署と連携して未収金の回収手法を検討しながら社長や法人の状態を逐次確認して催告等を継続する。	

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年5月15日～17日、7月10日
監査の結果	
講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数 1件 113,400円
1) (発生原因の検証結果) 委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の入金が行われなかった。 (今後の対応策等) 平成28年10月に、債務者(代表取締役)の住所地在が判明し、平成29年3月9日現地調査を実施したが、本人には会うことが出来なかった。翌年平成30年3月9日にも現地調査を予定したが、大雨による災害対応のため不実施となった。代替措置として3月22日に納付書を簡易書留で送付したが、受領されず、保存期間切れとなり返送された。その後	

も、住民票を確認後、平成30年5月19日に納付書を送付したが、受領されず、保定期間切れのため返送された。  
 今後、定期的に住民票を確認し住所地の把握に努めるとともに、現地調査を行い債務者に違約金の支払いを求めていく。

監査対象所属	エネルギー局 エネルギー政策課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月5日、7月12日

監査の結果 講じた措置

(指導事項) 1件 (給与1)  
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により、同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務時間1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

1) (発生原因の検証結果) 時間外勤務手当のうち、週休日の振替等に係る100分の25の取り扱いについて、十把握ができていなかったため、例月の集計から漏れていた。  
 (今後の対応策等) 未支給分について集計を行い、対象者に追加支給を行った。  
 今後は、週休日の振替に係る制度運用が適切に行われるよう職員に周知するとともに、週休日等の勤務状況及び時間外勤務手当を集計する際、複数の職員で確認を行うことにより、適正な事務処理の徹底を図る。

監査対象所属 産業労働部 商業振興金融課

監査対象期間 平成29年度

監査実施日 平成30年6月4日、7月23日

監査の結果 講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。  
 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 85,142,670円  
 ②小規模企業等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 12,871,000円

1) (今後の対応策等) ①中小企業高度化資金貸付金償還金については収入未済となつている貸付先については、主債務者及び全連帯保証人(1組合、2個人)の破産手続が終結済みであるため、果が回収のために取り得る手段が無い状況である。今後、出納局会計課が定めた「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」を踏まえたところ、議会に対して権利放棄を提案する予定である。  
 ②小規模企業等設備導入資金貸付金償還金については債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者との交渉を行った結果、平成30年4月1日から平成30年12月18

日までに3件から475,000円の償還を受けた。収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。  
 平成30年12月18日時点 3件  
 残高 12,396,000円

監査対象所属	産業労働部 新事業・経営革新支援課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月7日、7月23日

監査の結果 講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。  
 創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 1,650,000円

1) (発生原因の検証結果) 事業者の業績が芳しくなく、一括返還が出来なかったため、分割による返還を受けることとなった。  
 (今後の対応策等) 事業者の業績が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちながら、定期的に支払いの催促を継続する。  
 金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求めていく。

2) 山梨県補助金等交付規則第12条に事業が年度内に完了しない場合、補助金等の交付決定した年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を提出することと定めていたが、産業振興事業費補助金において、年度終了時の実績報告書の提出期日が遅延しているものがあつた。

2) (発生原因の検証結果) 補助対象者が実績報告書の提出期限を認識していなかったこと。また、職員が催促を行わなかったことから、年度未終了時の実績報告書の提出が遅延した。  
 (今後の対応策等) 今後は、補助対象者に対して、実績報告書の提出などの周知徹底を図るとともに、職員ポータルサイトのワンオーダー機能の活用等を行い、提出を促すことで再発防止に努める。

対象所属 産業労働部 労政雇用課

監査対象期間 平成29年度

監査実施日 平成30年6月7日、7月23日

監査の結果 講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。  
 緊急雇用創出事業に係る不当事項により果が被つた損害の賠償金 過年度分 先数 1件 17,228,546円

1) (今後の対応策等) 既相手方に損害賠償金等の支払いを求める訴訟を提起し、果が勝訴している。また、強制執行(債権差押)にも着手したが、相手方が差し押さえる財産を有しておらず、回収に至っていない。引き続き債務者の状況把握に努め、収入未済の解消に向けて取り組む。



監査対象所属	産業労働部 産業人材育成課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月7日、7月23日

監査の結果 講じた措置

**(指導事項) 2件 (支出2)**  
 1) 平成29年度山梨県職業能力開発協会費補助金について、補助事業の実績報告書は期限までに提出され受領しているが、実績報告額が既概算払済額より減額となっているところ、出納整理期間(平成30年5月31日)までに額の確定による精算が行われていなかった。

1) (発生日因の検証結果)  
 山梨県職業能力開発協会費補助金は、県と国が1/2ずつ補助(ただし、若者減免にかかる補助金は国が10/10)しており、出納整理期間内に国補助金(技能向上対策費補助金)の額が確定しなかったため、当該補助金の額も確定できないと判断したため。  
 (今後の対応策等)  
 平成30年6月20日に当該補助金の額の確定を行い、平成30年7月6日に不用額を収納し精算した。

当該補助金の事務マニュアルを見直し、再発防止に努める。具体的には、「国の額の確定の有無に関わらず、具は県の要綱によって会計年度終了までに額の確定を行い、精算処理を行う」を追加した。

2) 平成28年1月から3月まで雇用した短期臨時職員の労働保険料自己負担分について、監査日現在、雑部金に滞留していた。

2) (発生日因の検証結果)  
 平成27年度当時、当該で任用した短期臨時職員の労働保険料を支払うため、概算で県の一般会計から年金事務所に支出しておき、本人から控除した労働保険料を当該の雑部金として留保していた。

その後、年度末になって、労働保険料の精算を終えたため、本来であれば、平成27年度の出納整理期間中に、当該雑部金を雑入として一般会計に収入すべきところ、処理を怠ったため、当該の雑部金のまま滞留した状態となった。  
 (今後の対応策等)  
 滞留した雑部金を「雑入」として振替処理を行った。

通常、労働保険料の支払手続きは幹事課が行うが、例外的に当該で支払い、労働保険料を当該の雑部金に収納する場合は、振替処理を適切に行うよう徹底する。

監査対象所属	観光部 観光資源課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年6月1日、7月12日

監査の結果 講じた措置

**(指導事項) 2件 (支出1、財産1)**  
 1) 安全登山対策検討委員会において、委員

以外の法律専門家に対して、意見聴取の申し立てとして報償費を支払っていたが、次のおり、所得税の源泉徴収事務に誤りがあった。

①委員会で見解を聞くため専門家を招聘した場合の報償費について、給与所得の源泉徴収税額表の適用区分に誤りがあり、過大に源泉徴収していた。

②意見を聞くために専門家を訪れた場合の報償費について、源泉徴収の必要がないにもかかわらず、源泉徴収していた。

2) 公有財産の貸付において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。また、借受財産において、同規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。

指導事項の①②ともに、源泉所得税について理解が十分でなく、税務署への確認もしていなかったことが発生日因である。  
 (今後の対応策等)

①の過大に徴収した所得税及び②の源泉徴収不要な所得税とも、本人に連絡の上、出納局会計課に依頼して、還付手続を行った。  
 今後は、源泉所得税については、出納局会計課、税務署に逐一確認を取った上で、源泉徴収を行うこととする。

2) (発生日因の検証結果)  
 公有財産の移動報告が行われていなかったのは、各担当が管理している公有財産の移動については、各担当に任せられていたため、課内で統一的管理をしてこなかったため、各担当による移動報告の失念が生じていたことが原因である。  
 (今後の対応策等)  
 今後の対応については、指圖のあった公有財産については早急に移動報告を行うとともに、課内で公有財産に移動があったかどうかを毎月末に確認し、移動が確認された場合は、速やかに移動報告を出すよう取り組んでいくこととする。

監査対象所属	農政部 農政総務課
監査対象期間	平成29年度
監査実施日	平成30年7月27日、8月27日

監査の結果 講じた措置

**(指導事項) 1件 (重点事項1)**  
 1) 郵便切手類受払簿において、次のとおり不備があった。  
 ・備考欄に購入先が記載されていないにもかかわらず、使用先が記載されていないものがあった。

・切手とはがきを同一の受払簿に記載してはいるが、受高及び払高の内訳が、切手とはがきごとに区分されていない。  
 ・未発送の印刷済み年賀はがきが保管されていたが、残高が受払簿に記載されていなかった。

1) (発生日因の検証結果)  
 ・郵便切手について、郵便切手類受払簿の備考欄に購入先を記載することの認識が不足していた。

・郵便切手及びはがきについては、郵便切手類受払簿に受高、払高の内訳を記載していたが、種類毎に区分して記載することについては認識が不足していた。  
 ・文面を印刷した年賀はがきについては、印刷済みであったため、送付した余りの分も郵便切手類受払簿の払高に記載しており、残高へ記載していなかった。  
 (今後の対応策等)  
 今後は、財務規則及び「郵便切手類受払簿の取扱いについて」を再度確認し、郵便切手類受払簿に適切に記載する。また、担当者が記載した郵便切手類受払簿については、月末

に、総務経理担当リーダー及び物品取扱者が確認を行い、再発防止に努める。  
なお、印刷済みの年賀はがきについては、郵便局において郵便切手と交換し、受入れ、郵便切手類受払簿に記載した。

監査対象所属	農政部 農村振興課	
監査対象期間	平成29年度	
監査実施日	平成30年7月24日、8月27日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)		
1) 歳入について次のとおり収入未済があった。 雑入(緊急雇用創出事業に係る委託料返還金) 過年度分 先数1件 28,523,750円		1) (今後の対応策等) 債務者の申請に基づき、平成28年3月31日付で、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。 平成30年11月末現在で31,456,250円が返還され、未収金額は19,283,750円と減少しており、引き続き、支払計画書に従い返還が行われるよう管理していく。

監査対象所属	農政部 畜産課	
監査対象期間	平成29年度	
監査実施日	平成30年7月23日、8月27日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(契約1)		
1) 山梨県蜜源産生調査及び蜜蜂の花粉交配実態調査委託契約書において、支払遅延に関する事項が記載されていなかった。		1) (発生原因の検証結果) 毎年度行っている契約であったため、条項の再確認をせず前年度同様に契約書を作成してしまった。 (今後の対応策等) 平成30年度の契約について、支払遅延に関する事項を追加した変更契約を行った。 今後は、毎年度契約書の条項を再確認することを徹底し、再発防止に努める。

監査対象所属	農政部 花き農水産課	
監査対象期間	平成29年度	
監査実施日	平成30年7月23日、8月27日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 3件(収入1、物品1、財産1)		
1) 平成29年度山梨県漁業協同組合連合会への土地貸付料について、契約書では当該年度の4月末までに納入することと定められているが、調定が遅延し、調定日が5月19日となったことから、貸付料の納入		1) (発生原因の検証結果) 財務帳票の電算による決済処理を失念したため、調定の審査入力に契約書に記載の納期限を過ぎてしまった。 (今後の対応策等)

も遅延していた。  
2) 備品の棄却に関する手続において、既に棄却されていたながら、財務規則第159条及び第164条に定められている物品の返納等が行われていないものがあった。  
3) 北杜市明野サンワラウフエス実行委員会に対する行政財産使用料について、価格改定前の公有財産価格を基に算出したこと及び使用面積の端数処理に誤りがあったことから、徴収額に誤り(過大)があった。  
今後は、財務規則に基づく処理及び財務システム処理が適正に行われるよう職員に周知徹底するとともに文書システムでの処理についても失念しないよう併せて周知する。  
2) (発生原因の検証結果)  
備品更新時に行う受入と棄却の処理を行う予定だったが、棄却の処理を失念したため。(今後の対応策等)  
棄却処理を行った。  
今後は、更新時のほか何年の備品確認の際にも併せて処理漏れがないか確認する。  
3) (発生原因の検証結果)  
行政財産価格の改定年であったが、公有財産台帳が更新されておらず旧価格のまま行政財産使用料を算定してしまった。  
(今後の対応策等)  
使用料について再計算し、過徴収分を返還済み。  
今後は、価格改定年については細心の注意を払って公有財産価格を確認し処理を行う。

監査対象所属	農政部 農業技術課(担い手・農地対策室)	
監査対象期間	平成29年度	
監査実施日	平成30年7月24日、8月27日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 117,465,635円 平成29年度分 1,680,000円 合計 先数12件 119,145,635円 ②農業改良資金貸付金違約金 過年度分 先数15件 21,913,157円	1) (今後の対応策等) 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で、長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促していく。 平成30年11月30日現在、償還金延滞者7名から1,320,000円を回収し、違約金延滞者5名から98,000円を回収した。	

監査対象所属	農政部 中北農務事務所	
監査対象期間	平成29年度	
監査実施日	平成30年4月24日～26日、6月5日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 3件(収入1、財産1、重点事項1)		
1) 契約不履行による工事契約解除に伴う前払金余剰支払額返還利息について、返還金		1) (発生原因の検証結果) 返還金に係る利息については、返還金が納